

国家戦略特区の今後の運営について

令和元年 6 月 11 日

秋 池 玲 子

坂 根 正 弘

坂 村 健

竹 中 平 蔵

八 田 達 夫

1 10区域の評価について

- ◇全般に、平成 30 年度は残念ながら、活用事業数、規制改革メニュー数とも前年度を下回り、事業数では平成 28 年度の 3 分の 1 程度にとどまった。国家戦略特区の再生を引き続き早急に進めなければならない。
- ◇とりわけ広島県に関しては、2 年連続で活用事業数はゼロにとどまり、今後の方針も明確に示されていない。現状では、特区指定を継続すべきと考えられない。
- ◇懸案となっている四次指定（平成 28 年 1 月の三次指定以来、追加指定がなされていない）、より強い意欲と推進力を有する区域への組み換えも視野に、国家戦略特区の第二ステージに向けたビジョンを、早急に描き直す必要がある（今夏まで）。

2 「スーパーシティ」構想の実現

- ◇「スーパーシティ」構想に関して、「住民合意に基づき、国・自治体・民間が一体となって、革新的な取組をスピーディに進める枠組み」を新たに設け、これまでは不可能だった規制改革を可能にする法案の閣議決定・国会提出がなされたことは画期的である。早期の法案成立を目指すべきである。

- ◇「スーパーシティ」は、これまで国内外で取り組まれてきたスマートシティとはスケールが異なり、まだ実現できていない未来社会を先行実現しようとの構想である。「スーパーシティ」と呼ぶに値する構想の具体化には、首長の強い覚悟と指導力、実力と構想力ある企業、住民の高い問題意識を兼ね備える必要があり、容易ではない。このため、引き続き海外の事例調査や先行自治体・企業のヒアリングをWGで進めるべきである。

3 岩盤規制改革のさらなる推進

- ◇「岩盤規制改革のドリル」としての国家戦略特区の役割も、再生させなければならない。
- 今回の成長戦略に位置付けられた項目は、岩盤規制改革の観点では、まだまだ十分ではない。本来ならば、毎国会会期で特区法改正により特例措置の追加がなされるべきである。全国規模の規制改革に比して、より深く・より早く改革を進めることが特区制度の本質・意義であることを今一度再認識し、さらなる改革に取り組む必要がある。
- ◇当面、特に以下の課題には緊急に取り組むべきである（今秋まで）。
- 1) 来年のオリンピック・パラリンピックに向けた課題
 - ・ライドシェアの本格的な実現
 - ・民泊ルールの見直し（特区民泊の全国展開を含め、より合理的なルールへの見直し）
 - 2) 規制改革の全国展開
 - 特区での改革から数年が経ちながら、いまだに全国展開に進んでいない事項が多い。国家戦略特区の制度趣旨を貫徹するため、早急な対応が必要である。とりわけ、
 - ・農地の企業所有
 - ・医学部・獣医学部の新設 など